

内閣府(科学技術・イノベーション担当)における 研究データ基盤整備と国際展開に関する検討状況

令和元年5月16日

内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)付
参事官(エビデンス担当)
赤池伸一



科学技術基本計画の変遷



「Society 5.0」とは

サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、
経済発展と社会的課題の解決を両立する、
人間中心の**社会（Society）**



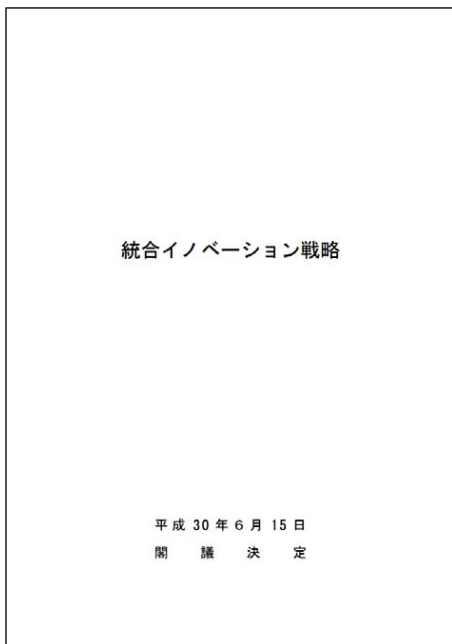
2

我が国のオープンサイエンスの基本方針②

【第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）による記述】

公的資金による研究成果については、その利活用を可能な限り拡大することを、我が国のオープンサイエンス推進の基本姿勢とする。その他の研究成果としての研究二次データについても、分野により研究データの保存と共有方法が異なることを念頭に置いた上で可能な範囲で公開する。

ただし、研究成果のうち、国家安全保障等に係るデータ、商業目的で収集されたデータなどは公開適用対象外とする。また、データへのアクセスやデータの利用には、個人のプライバシー保護、財産的価値のある成果物の保護の観点から制限事項を設ける。なお、研究分野によって研究データの保存と共有の方法に違いがあることを認識するとともに、国益等を意識したオープン・アンド・クローズ戦略及び知的財産の実施等に留意することが重要である。



第2章 知の源泉

(1) Society 5.0 実現に向けたデータ連携基盤の整備

(2) オープンサイエンスのためのデータ基盤の整備

(3) エビデンスに基づく政策立案／大学等法人運営の推進

<http://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/index.html>

4

統合イノベーション戦略 (2) オープンサイエンスのためのデータ基盤の整備（抜粋）

i) リポジトリの整備及び展開【科技、文】

- ・文部科学省が主体となり、機関リポジトリを活用しクラウド上で共同利用できる研究データの管理・公開・検索を促進するシステムを開発し、2020年度に運用開始
- ・国際認証基準等に基づきリポジトリの整備・運用のガイドライン（公開データの検索可能化、諸外国の研究データ基盤との相互運用性等を含む。）を内閣府（科技）が策定し、大学・国研等にガイドラインの適用を推奨

ii) 研究データの管理・利活用についての方針・計画の策定等【内閣官房、科技、食品、総、文、厚、農、経、国、環、防】

- ・内閣府（科技）は、国研におけるデータポリシーの策定を促進するためのガイドラインを2018年6月までに策定
- ・国研は、研究分野の特性、国際的環境、産業育成等に配慮し、必要に応じてオープン・アンド・クローズ戦略を取り入れ、データポリシーを策定
- ・競争的研究費制度の目的、対象等を踏まえ、大学・国研・企業等の研究実施者がデータマネジメントプラン等のデータ管理を適切に行う仕組みを、各府省・研究資金配分機関が所管の競争的研究費制度に導入（ガイドライン策定や公募要領改訂等）
- ・データポリシー・データマネジメントプランに基づく公的資金による研究データの管理・公開等を促進し、公的資金による研究成果としての研究データについてはデータインフラを通して機械判読可能化を促進

<http://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/index.html>

5

統合イノベーション戦略

(2) オープンサイエンスのためのデータ基盤の整備 (抜粋)

iii) 人材の育成及び研究データ利活用の実態把握【科技、文】

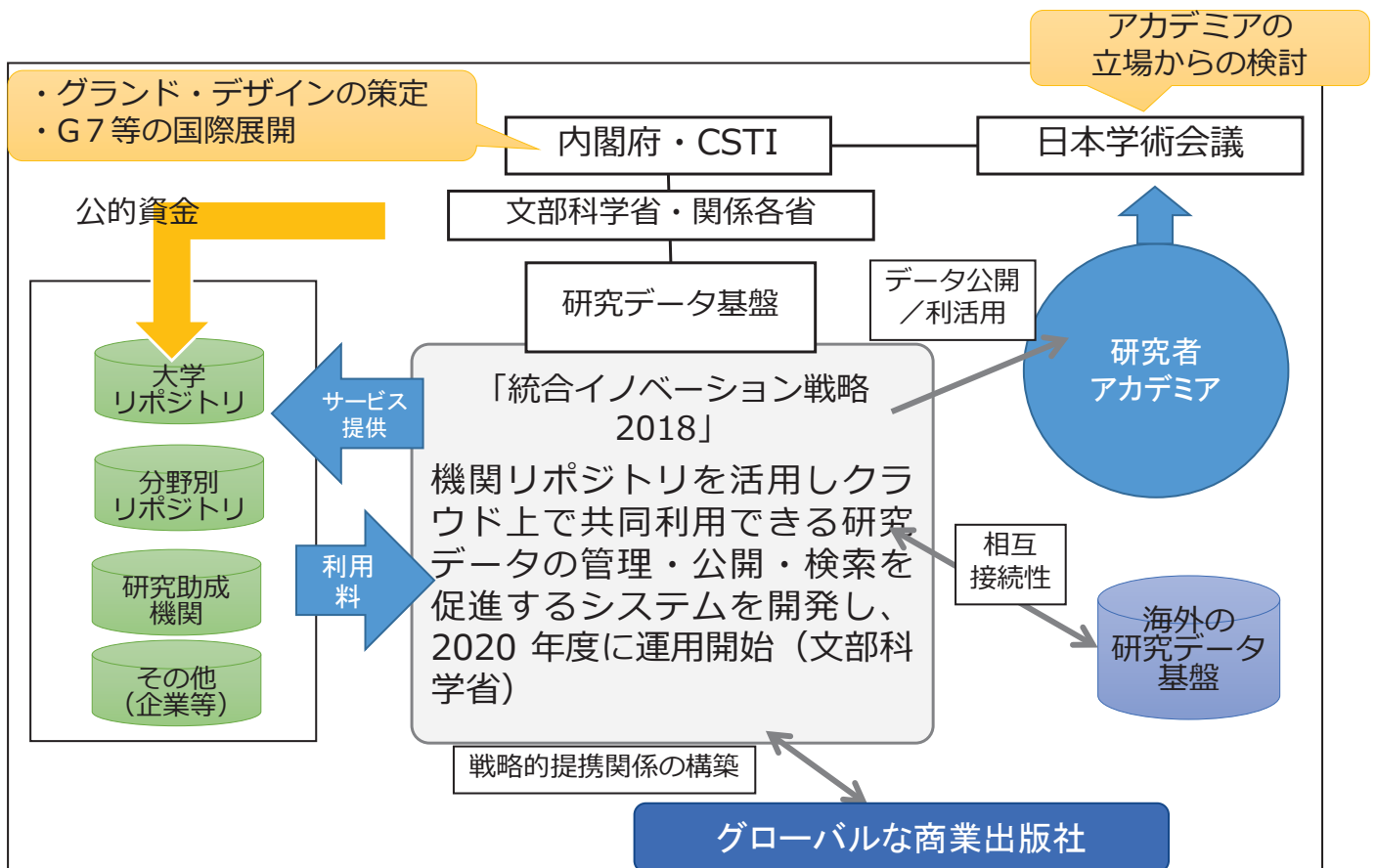
・2017 年度に開発・公開された基礎的な能力開発プログラムについて、専門性を高めた拡張版の開発・公開及び関係機関における受講の促進

・大学・国研等のデータポリシー等作成状況、リポジトリ整備状況、研究データ利活用の優良事例、研究者の公的資金による研究データの公開状況や利活用上の障壁・促進要因等の調査を 2019 年度から実施

<http://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/index.html>

6

研究データ基盤システムの全体像



国立研究開発法人におけるデータポリシー策定のためのガイドライン

「国際的動向を踏まえたオープンサイエンスの推進に関する検討会」取りまとめ（平成30年6月29日）

目次

1. 本ガイドラインの位置付け
2. データポリシー策定のポイント及び並行して取り組む事項
 - (1) ポリシー策定の目的
 - (2) ポリシー策定の主体
 - (3) 管理対象とするデータが具備すべき要件
 - (4) データ利活用のための要件
 - (5) ポリシー策定とともに取り組むべき事項
 - (6) その他
3. データポリシーで定めるべき項目
 - (1) 機関におけるポリシー策定の目的について
 - (2) 管理する研究データの定義、制限事項について
 - (3) 研究データの保存・管理・運用・セキュリティについて
 - (4) 研究データに対するメタデータ、識別子の付与、フォーマットについて
 - (5) 研究データの帰属、知的財産の取り扱いについて
 - (6) 研究データの公開、非公開および猶予期間ならびに引用について

8

研究データリポジトリ整備・運用ガイドライン

「国際的動向を踏まえたオープンサイエンスの推進に関する検討会」取りまとめ（平成31年3月29日）

目次

1. 研究データの保存・公開とデータリポジトリの整備・運用
2. 研究データリポジトリの定義及び役割
3. FAIR 原則
4. 信頼できる研究データリポジトリの整備・運用に関する要件
 - 4.1. 運営体制
 - 4.1.1. 研究データリポジトリのミッション
 - 4.1.2. 運営組織
 - 4.1.3. 運営計画
 - 4.1.4. データポリシー
 - 4.2. 情報基盤
 - 4.2.1. 研究データリポジトリのICT インフラ（狭義の情報基盤）
 - 4.2.2. データ管理システム
 - 4.2.3. データバックアップシステム
 - 4.2.4. データ検索システム
 - 4.3. 人的基盤
 - 4.3.1. 研究データリポジトリにおける業務
 - 4.3.2. 運用スタッフに求められる技能・経験
 - 4.3.3. 運用スタッフの配置・育成

研究データ基盤整備と国際展開ワーキング・グループ設置趣旨

【目的】

国際的な学術情報流通の潮流の中で、我が国独自の研究データ基盤を構築し、利活用を促すとともに、国際連携等により我が国のプレゼンスの向上を図る必要がある。このための基本的な考え方及び方策について議論するため、「国際的動向を踏まえたオープンサイエンス推進のための検討会」（以下、「検討会」という。）の下に、「研究データ基盤整備と国際展開ワーキング・グループ」（以下、「WG」という。）を設置する。

（2018年12月27日第8回国際的動向を踏まえたオープンサイエンスの推進に関する検討会より）

研究データ基盤整備と国際展開ワーキング・グループ委員

氏名 (敬称略・50音順)	所属・役職	備考
家 泰弘	独立行政法人 日本学術振興会 理事	
小賀坂 康志	国立研究開発法人 科学技術振興機構 知識基盤情報部長	
加藤 治	国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 (AMED) 基盤研究事業部長	
喜連川 優	大学共同利用機関 法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所 所長 国立大学法人 東京大学 生産技術研究所 教授	主査
後藤 文郷	住友化学株式会社 先端材料開発研究所 グループ マネージャー	
末吉 亙	潮見坂綜合法律事務所 弁護士	
林 和弘	文部科学省 科学技術・学術政策研究所 科学技術予測センター 上席研究官	主査代理
松井 啓之	国立大学法人 京都大学 経営管理大学院 教授	
眞野 浩	一般社団法人 データ流通推進協会の代表理事	
村山 泰啓	国立研究開発法人 情報通信研究機構 戦略的プログラム オフィス 研究統括	
谷治 和文	国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) 技術戦略研究センター 標準化・知財ユニット長	
山地 一禎	大学共同利用機関 法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所 教授	

研究データ基盤整備と国際展開ワーキング・グループの主たる検討内容

- 我が国の研究データを適切に管理・共有・公開・検索するための研究データ基盤システムの構築や政府全体の体制に関する検討
- 国レベルでの研究データ戦略やデータポリシー等に関する検討
- 国際的な対応のあり方の検討
- 地球環境測定系、生命科学系、材料系、工学系の各研究分野における最先端研究者の研究データマネジメントに関するケーススタディ



- 国レベルの研究データ戦略やポリシー
- 統合イノベーション戦略2019
- 次期科学技術基本計画
など

事務局作成